

## 令和 8(2026)年度 JEES 日本語修学支援奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、「令和 8(2026)年度 JEES 日本語修学支援奨学金」(以下「本奨学金」という。)の奨学生を下記により募集する。

### 記

#### 1 目的

本奨学金は、日本語及び日本理解のための修学に励む学生の支援を目的とする。本協会主催の日本語能力試験で優秀な成績を修め、経済的に困窮する私費外国人留学生に対し、奨学金を支給する。

#### 2 応募資格

次の各号の全てに該当する者。

- (1) 令和 8 年 4 月に日本の大学の学士課程、修士課程(博士前期課程及び一貫制博士課程の 1~2 年次を含む。)、博士課程(博士後期課程及び一貫制博士課程の 3 年次以上を含む。)又は短期大学に正規生として在籍し、日本語による修学を目指す私費外国人留学生。日本に在留する間の在留資格は「留学」であること。
- (2) 2025 年 7 月(第 1 回)又は 12 月(第 2 回)に日本国内で実施した日本語能力試験 N1 又は N2 を受験し、優秀な成績を修め、合格した者。ただし、N1 を受験した者については、150 点以上(中国語・韓国語以外を母語とする者は 100 点以上)の成績を修めた者に限る。
- (3) 上記(2)の要件に加えて、経済的に困窮している者。
- (4) 採用された場合の支給期間が令和 8 年 4 月より 1 学年相当以上ある者。
- (5) 過去に本奨学金を受給したことがない者。
- (6) 本奨学金の支給期間中、本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給額合計が年額 600,000 円(月額 50,000 円相当)以下である者〔貸与型奨学金(返済が必要なもの)、学費免除は除く。〕。
- (7) 令和 8 年 4 月に在籍する学校の長の推薦を受けることができる者。

#### 3 採用人数

115 名程度

#### 4 支給内容

月額奨学金 50,000 円

#### 5 支給期間

令和 8 年 4 月から最長で令和 10 年 3 月まで

※ 令和 10 年 3 月より前に在籍課程を修了する場合は在籍課程修了年月までとする。

ただし、同一大学の上位課程に進学した場合に限り、所定の手続きにより、最長で令和 10 年 3 月まで支給を継続する。

#### 6 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者は、所定の様式による願書を、在籍校を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 在籍校の長は、2 に挙げる応募資格に該当する者について、7 に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数については、各大学又は各短期大学において 4 名までとする。

応募書類および提出期限: 5/15(金) 11:00までに  
「募集案内」に記載の必要書類を添えて、留学・  
国際交流課に提出してください

## 7 応募・推薦書類及び提出方法

	提出物	提出方法	ファイル形式	備考
(1)	願書(様式1)	クラウドストレージサービス	Excel	日本語で書かれたものに限る。
(2)	推薦書(様式2)			
(3)	2025年第1回又は第2回日本語能力試験(いずれも受験地は日本国内に限る。)合否結果通知書及び日本語能力認定書	ビスBoxの指定URLへアップロード(※)	PDF	提出できない場合、2025年第1回又は第2回日本語能力試験(いずれも受験地は日本国内に限る。)の「認定結果及び成績に関する証明書」(成績証明書)でもよい。

※提出方法の詳細については別紙にて案内。

## 8 応募・推薦書類の提出期限

令和8年6月2日(火)を提出期限とする。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

## 9 選考方法及び結果の通知

理事長は、6(2)により推薦された者について本協会に設置する選考委員会に諮り、奨学生を決定する。結果は、令和8年9月中を目途に在籍校を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

## 10 支給方法

奨学金は、在籍校の長からの請求に基づき、本協会より交付期ごとに在籍校へ振込送金する。在籍校は1か月ごとに奨学生の受給資格(出席状況、単位取得状況、学籍状況等)の有無を確認の上、原則として1か月分ずつ奨学生へ支給する。なお、奨学生への支給に係る費用(振込手数料等)は在籍校負担とする。

## 11 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、本奨学金受給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後1か月以内に、所定の様式により在籍校を通じて本協会へ報告すること。
- (2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、在籍校を通じて本協会へ速やかに届け出ること。
- (3) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、奨学金受給時の在籍課程修了時に所定の様式により、在籍校を通じて本協会へ報告すること。
- (4) 奨学生は、本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会の要請に応じ、アンケート等への回答及び交流会等への参加に協力すること。

## 12 本奨学金の支給の休止又は終了及び決定取消

- (1) 奨学生が在籍校を長期(1か月以上)欠席した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、5に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。ただし、5の支給期間は延長しない。
- (2) 奨学生が、次の①から⑤のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
  - ① 在籍校を卒業、退学、除籍、停学、休学又は留年(相当すると認められる場合も含む。)した場合。
  - ② 本奨学金の支給の休止期間が6か月を超えた場合。
  - ③ 本奨学金奨学生の義務を怠った場合。
  - ④ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
  - ⑤ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

## 13 その他(注意事項等)

- (1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、12に挙げる事項に該当する場合、既に支給している奨学金の返還を求める場合がある。
- (2) 本奨学金採用決定(本奨学金採用決定通知を在籍校が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、在籍校を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として、本奨学金を辞退することはできない。
- (3) 受給開始から終了まで、受給額合計が年額600,000円を超える給付型奨学金に応募することはできない(ただし、本奨学金の受給終了後に受給を開始する他の奨学金は除く。)

- (4) 在籍校の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期(1 か月以上の)欠席又は休学の扱いとならなければ支給を継続する。
- (5) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程 4 年、修士(博士前期)課程 2 年、博士(博士後期)課程 3 年とし、この期間のうち 5 に挙げる支給期間を支給対象とする。短期大学については、各短期大学において定められた標準修業年限(2 年又は 3 年)のうち、5 に挙げる支給期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限のうち 5 に挙げる支給期間を支給対象とする。

#### 14 個人情報の取り扱い

##### (1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、14(2)①から⑥の目的で利用する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

##### (2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金の奨学生選考のため。
- ② 本奨学金支給事務のため。
- ③ 本奨学金授与式又は交流会等の開催のため。
- ④ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会のホームページ等において広報目的に利用するため。
- ⑤ その他、本奨学金の運営・管理に必要な業務のため。
- ⑥ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段のため。

#### 【個人情報総括保護管理者】

公益財団法人 日本国際教育支援協会  
〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29  
専務理事 池田輝司

#### 【代表者】

理事長 藤江陽子

#### 【個人情報に関わる問合せ先】

公益財団法人日本国際教育支援協会  
学生支援部 国際教育課  
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLXビルディング 12 階  
TEL: 03-5454-5274  
MAIL: ix@jees.or.jp

以上



## よくある質問

### 【令和 8（2026）年度 JEES 日本語修学支援奨学金】

令和 8（2026）年度 JEES 日本語修学支援奨学金（以下「本奨学金」という。）募集・推薦要項には記載されていない重要事項が含まれておりますので、募集・推薦事務を始める前に、必ずご一読ください。

#### 遵守事項

本奨学金の応募校及び応募者には、以下の事項の遵守をお願いしております。ご了承いただけない場合、本奨学金へはご推薦いただけません。

#### 【採用校が守るべき事項】

##### ■ 送金

- ・本奨学金は、学校の口座へ送金いたします。奨学生個人の口座への送金はいりません。
- ・学校には、毎月奨学生の在籍確認を行っていただき、1 か月分ずつ奨学金を支給していただきます。
- ・奨学生への奨学金支給方法に指定はありませんが、奨学生への送金（海外送金も含まれます）に係る手数料は学校にご負担いただけます。送金手数料をご負担いただけない場合、本奨学金にはご推薦いただけません。

※以下のような行為は固く禁じます。

- ・送金手数料の負担を免れることを目的として、月額奨学金 1 か月分を超える金額を一度に奨学生へ送金すること。
- ・海外送金手数料の負担を免れることを目的として、奨学生が離日中、奨学生への送金を中止すること。

##### ■ 返金

- ・本協会からの送金後、奨学生に異動が生じたことにより奨学金の受給資格を失った場合、奨学生が奨学金受給資格を失った期間相当額を、本協会へご返金いただく場合があります。返金は学校を通じて行っていただきます（学生個人からの直接の返金は受け付けません。）。
- ・また、学校が奨学生へ奨学金を支給後に本協会から返金の指示を受けた場合、返金対象となる金額が奨学生から学校側へ返還されないことを理由として、本協会への返金を拒否することは認められません。

■書類の提出

・本協会から学校宛の送金に当たっては、事前に支給申請書をご提出いただきます。期限までに提出のない場合は送金できません。

・本奨学金受給終了後、奨学生への奨学金の支給が完了していることを報告する書類をご提出いただきます。

・本奨学金受給終了後、奨学生の作成した報告書類を取りまとめ、ご提出いただきます（学生が作成した書類をそのまま提出するのではなく、学校担当者が内容を確認し、不備がある場合は学生に指導し、修正させたものをご提出ください。）。

※詳細は、採用校にのみ、選考結果通知時にお知らせいたします。

【学生が守るべき事項】

■応募時

・本奨学金の願書は、Microsoft Office がインストールされている PC で作成していただきます。  
Microsoft Office for Mac での願書の作成は認められません。

■応募後～採用前

・本奨学金は、採用後、他団体の奨学金を受給するための辞退を一切認めておりません。応募を取り下げる場合、本奨学金の選考結果通知を在籍校が受け取る前までに、在籍校へ知らせてください。

■採用後

<併給制限>

・採用された場合、受給開始から終了まで、受給額合計が年額 600,000 円を超える他の給付型奨学金を受給することも、新たに応募することもできません（ただし、本奨学金受給期間内であっても、本奨学金の受給終了後に受給を開始する他の奨学金へ応募することは可能です。）。

<本協会への報告義務>

・年 1 回、学習状況をご報告いただきます。

・本奨学金受給時の在籍課程修了時に、進路をご報告いただきます。

※詳細は、採用校にのみ、選考結果通知時にお知らせいたします。

## 目次

1. 募集・推薦要項 .....	4
2. 願書（様式 1） .....	13
3. 推薦書（様式 2） .....	17
<del>4. 応募・推薦書類のアップロード .....</del>	<del>20</del>

## 1. 募集・推薦要項

### 【1 目的】

**本奨学金は、日本語及び日本理解のための修学に励む学生の支援を目的とする。本協会主催の日本語能力試験で優秀な成績を修め、経済的に困窮する私費外国人留学生に対し、奨学金を支給する。**

Q-1. 「日本語及び日本理解のための修学に励む学生の支援を目的とする。」とありますが、どの分野を専攻している学生でも応募可能ということでしょうか。

A-1. 学生の専門分野は問いません。

### 【2 応募資格】

**(1) 令和 8 年 4 月に日本の大学の学士課程、修士課程（博士前期課程及び一貫制博士課程の 1～2 年次を含む。）、博士課程（博士後期課程及び一貫制博士課程の 3 年次以上を含む。）又は短期大学に正規生として在籍し、日本語による修学を目指す私費外国人留学生。日本に在留する間の在留資格は「留学」であること。**

Q-2. 年齢制限はありますか。

A-2. ありません。

Q-3. 過去に留年・休学歴がある学生の応募は可能ですか。

A-3. ■ 留年歴がある学生の場合

- 以下の (1) と (2) をいずれも満たす場合に限り、応募できます。

(1) 令和 8 年 3 月 31 日までに留年期間が満了しており、令和 8 年 4 月以降の在籍期間に留年期間が含まれないこと。

(2) 令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの期間において、在籍課程の標準修業年限を超えた在籍とならないこと。

■ 休学歴がある学生の場合

- 令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの期間において、在籍課程の標準修業年限を超えた在籍とならない限り、応募できます。

※「標準修業年限」とは、学位取得のために必要な最短の在籍期間のことです。その学校に在籍できる最長の期間（在学年限）のことではありません。なお、**休学期間は標準修業年限に含まれません**。大学における各課程の標準修業年限については、Q-25/A-25 をご参照ください。

Q-4. オーバードクターの学生も推薦できますか。

A-4. 推薦できません。令和8年4月から令和9年3月までの期間が、本協会奨学金事業で定める標準修業年限内にある学生に限り、推薦できます。

Q-5. 通信教育課程に在籍する学生は推薦できますか。

A-5. 推薦できません。

Q-6. 本学には「令和8(2026)年度 JEES 日本語教育普及奨学金」の推薦依頼文書が届きましたが、「令和8(2026)年度 JEES 日本語修学支援奨学金」の推薦依頼文書は受け取っておりません。推薦依頼文書が届いていない奨学金には、本学から推薦することはできないのでしょうか。

A-6. 「令和8(2026)年度 JEES 日本語修学支援奨学金」の推薦依頼文書は、過去3年間に本奨学金への応募実績のある学校に限定して送付しております。しかしながら、本奨学金は公募制を取っておりますので、適格者がいる場合には、本協会から推薦依頼文書が送付されていない学校からでも推薦可能です。

## **【2 応募資格】**

**(2) 2025年7月(第1回)又は12月(第2回)に日本国内で実施した日本語能力試験N1又はN2を受験し、優秀な成績を修め、合格した者。ただし、N1を受験した者については、150点以上(中国語・韓国語以外を母語とする者は100点以上)の成績を修めた者に限る。**

Q-7. 2025年の試験を受けられなかった学生が、別の年に実施された試験に合格している場合、推薦できますか。

A-7. 推薦できません。本条文で指定された試験に合格した学生のみ対象となります。

Q-8. 日本国外で実施された日本語能力試験に合格した学生は推薦できますか。

A-8. 推薦できません。本条文で指定されている通り、日本国内で実施された試験に合格した学生のみ対象となります。

Q-9. 「N1を受験した者については、150点以上(中国語・韓国語以外を母語とする者は100点以上)の成績を修めた者に限る。」とあります。N2の合格者については、応募に必要な得点の基準はないのでしょうか。

A-9. N2の合格者に対しては、母語にかかわらず、得点の基準は設けておりません。

Q-10. 中国語・韓国語以外を母語とする学生の推薦を検討しています。当該学生は、2025年7月(第1回)試験のN2に満点で合格しており、かつ、2025年12月(第2回)試験のN1にも100点(本奨学金へ応募できる最低点)を取得し合格しています。この場合、どちらのレベルの合格者として推薦するのが望ましいのでしょうか。N2の満点合格者と、N1の合格者では、どちらの方がより高く評価されるのでしょうか。

A-10. 誠に申し訳ございませんが、本奨学金の採否に係るご質問には回答いたしかねます。どちらのレベルの合格者として推薦するかは、在籍校にてご判断ください。

Q-11. 「優秀な成績を修め、合格した者」とありますが、本奨学金に採用されるためには、どの程度の成績を修めている必要があるのでしょうか。

A-11. 誠に申し訳ございませんが、本奨学金の採否に係るご質問には回答いたしかねます。

## **【2 応募資格】**

### **(4) 採用された場合の支給期間が令和8年4月より1学年相当以上ある者。**

Q-12. 令和9年3月より前に卒業する予定の学生は推薦できないのでしょうか。

A-12. 推薦できません。採用された場合の支給期間が、令和8年4月から少なくとも1学年相当(すなわち令和8年4月から令和9年3月まで)ある学生が対象となります。令和9年3月より前に学籍を失う予定の学生については応募資格がありません。

Q-13. Q-12/A-12について、疑問が残ります。【5 支給期間】には、「同一大学の上位課程に進学した場合に限り、所定の手続きにより、最長で令和10年3月まで支給を継続する。」とただし書が付けられています。この規定によれば、例えば令和8年4月時点で在籍している課程を令和8年9月に修了する予定の学生であっても、令和8年10月以降に同一大学の上位課程へ進学すれば支給期間が延長されることになります。そのため、同一大学の上位課程への進学予定者については例外的にQ-12/A-12が適用されず、推薦可能ということになるのではないのでしょうか。

A-13. ご希望に沿えず申し訳ございませんが、推薦できません。**令和8年4月時点で在籍している課程の標準修業年限が令和9年3月まで残っている必要があります。たとえ応募時に同一大学の上位課程への進学が確定している場合であっても推薦できません。**

**【2 応募資格】**

**（5）過去に本奨学金を受給したことがない者。**

Q-14. ここでいう「本奨学金」とは、どの奨学金のことでしょうか。令和4年度以降に募集が始まった「JEES 日本語修学支援奨学金」のみを指すのでしょうか。

A-14. ここでいう「本奨学金」とは、令和2年度以前に実施されていた「JEES 日本語教育普及奨学金（日能）」及び令和4年度以降に実施された「JEES 日本語修学支援奨学金」を指します。これらの奨学金を過去に受給した学生は推薦できません。

Q-15. ①過去に「JEES 日本語教育普及奨学金（検定）」を受給したことのある学生を、本奨学金に推薦することは可能ですか。また、②過去に「JEES 日本語教育普及奨学金（日能）」を受給したことのある学生を、本奨学金に推薦することは可能ですか。

A-15. ①推薦できます。②推薦できません。

本協会の実施する日本語教育に係る奨学金には、日本語能力試験の成績優秀者を対象とする奨学金（下表の青部分）と、日本語教育能力検定試験の合格者を対象とする奨学金（下表のピンク部分）の2種類があります。令和2年度以前は、それぞれ「JEES 日本語教育普及奨学金（日能）」と「JEES 日本語教育普及奨学金（検定）」という名称で、令和4年度以降については、それぞれ「JEES 日本語修学支援奨学金」と「JEES 日本語教育普及奨学金」という名称で実施しています。

以上のことから、募集年度によって奨学金の名称は異なりますが、**下表において同じ色の付けられた奨学金は、同一の奨学金とみなします。**

対象	日本語能力試験の成績優秀者	日本語教育能力検定試験の合格者
令和2年度以前の名称	JEES 日本語教育普及奨学金（日能）	JEES 日本語教育普及奨学金（検定）
令和3年度の名称	なし（募集休止のため）	なし（募集休止のため）
令和4年度以降の名称	JEES 日本語修学支援奨学金	JEES 日本語教育普及奨学金

したがって、過去に日本語能力試験の成績優秀者を対象とする奨学金（上表の青部分）を受給した学生を、再び日本語能力試験の成績優秀者を対象とする奨学金（上表の青部分）へ推薦することはできません。

また、過去に日本語教育能力検定試験の合格者を対象とする奨学金（上表のピンク部分）を受給した学生を、再び日本語教育能力検定試験の合格者を対象とする奨学金（上表のピンク

部分)へ推薦することはできません。

Q-16. 過去に「JEES 留学生奨学金(修学)」を受給した学生を、本奨学金に推薦することは認められますか。

A-16. 推薦できます。過去に受給した区分と同じ区分への推薦はできませんが、過去に受給した区分と別の区分への推薦は可能です。ただし、応募しただけで採用されなかった学生や、採用されたものの渡航制限により渡日できず全く奨学金を受給しなかった学生については、過去に推薦した区分と同じ区分へ再度推薦することが可能です。

## 【2 応募資格】

**(6) 本奨学金の受給期間中、本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給額合計が年額 600,000 円(月額 50,000 円相当)以下である者 [貸与型奨学金(返済が必要なもの)、学費免除は除く。]**

Q-17. [貸与型奨学金(返済が必要なもの)、学費免除は除く。]とは、具体的にはどのような意味ですか。

A-17.

①:「貸与型奨学金(返済が必要なもの) (…中略…)は除く。」とは…

貸与型奨学金(返済が必要なもの)に限り、金額の多寡を問わず、本奨学金と併給できるという意味です。

②:「学費免除は除く」とは…

ここでいう「学費免除」とは、以下のものを指します。

(ア) 在籍校が、学生の学費の一部もしくは全部を免除するもの

(イ) 在籍校が独自で実施する給付型奨学金(返済が不要なもの)のうち、「学費」という名目で、学費相当額又はそれ以下の金額を支給するもの

上記の要件を満たすものは、いずれも併給制限の対象とはなりません。なお、②(イ)に該当する場合には、以下の注意に従って願書(様式1)を記入してください。

### 【願書(様式1)作成時の注意】

「【1】応募者の経済状況(令和8年度見込み)」の「⑧(⑦のうち)学費免除額」欄には何も記入せず、「【2】他の奨学金(一時金を含む)受給・申請状況」欄に、奨学金の情報を記入してください(申請中でまだ採否が確定していない場合でも必ず記入してください。)。また、奨学金名の末尾に、(学費免除相当)という文言を必ず入れてください。

※たとえ「学費」を支給するという名目の奨学金であっても、それが在籍校独自の制度ではなく、在

籍校とは別の団体が実施するものである場合、学費免除とはみなされません。この場合、「2 応募資格 (6)」に定められている併給制限の対象となりますのでご注意ください。

Q-18. ティーチング・アシスタント (以下「TA」という。)、リサーチ・アシスタント (以下「RA」という。) に雇用されている学生が、本奨学金を受給することは可能ですか。

A-18. 可能です。TA、RA に雇用されることによって得られる収入はいずれも給与とみなします (給付型奨学金には含まれません。) ので、併給制限の対象外となります。

※TA、RA から得られる収入がある場合、願書 (様式 1) の以下の欄に金額をご記入ください。

■「【1】応募者の経済状況 (令和 8 年度見込み)」欄の「②アルバイト収入、RA・TA の給与等」

Q-19. 「学習奨励費」との併給は可能ですか。

A-19. 学習奨励費の支給額は月額 48,000 円であり、本奨学金が設ける併給制限 (本奨学金の受給期間中、他の団体から受ける奨学金等の受給額合計が年額 600,000 円 (月額 50,000 円相当) 以下であること) に抵触するものではないため、本奨学金との併給は可能です。

※学習奨励費を受給する場合、願書 (様式 1) の以下の欄に金額等をご記入ください。

■「【1】応募者の経済状況 (令和 8 年度見込み)」欄の「④併給奨学金 (給付型奨学金のみ)」

■「【2】他の奨学金 (一時金を含む) 受給・申請状況」欄

Q-20. 日本学術振興会の特別研究員に採用されている学生が、本奨学金を受給することは可能ですか。

A-20. 可能です。日本学術振興会特別研究員の研究助成金は、給与とみなします (給付型奨学金には含まれません。)

※該当する場合、願書 (様式 1) の以下の欄に金額をご記入ください。

■「【1】応募者の経済状況 (令和 8 年度見込み)」欄の「③特別研究員 研究奨励金」

Q-21. 「次世代研究者挑戦的研究プログラム」、「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業」等の研究助成は、本奨学金と併給可能ですか。

A-21. いずれの事業も本奨学金の併給制限の対象とはなりません。大学側のフェロシップ応募規則に抵触しない限り(\*)、金額がいくらであっても本奨学金との併給は可能です。

(\*) 本協会としては併給制限の対象としておりませんが、大学側のフェロシップ応募規則において、民間の給付型奨学金の受給制限を設けている可能性がありますので、ご注意ください。

※当該研究助成金を受給する場合、願書(様式1)の以下の欄に金額等をご記入ください。

■「【1】応募者の経済状況(令和8年度見込み)」欄の「③特別研究員 研究奨励金」

■「【2】他の奨学金(一時金を含む)受給・申請状況」欄

※「【2】他の奨学金(一時金を含む)受給・申請状況」欄の記入方法

・「奨学金名」: 以下の2項目を記入してください。

・各大学のプロジェクト・プログラム・フェロシップ等の正式名称

・「次世代研究者挑戦的研究プログラム」、「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業」のいずれかを記入

(記入例) ●●●●プログラム(次世代研究者挑戦的研究プログラム)

・「支給団体名」: 「文部科学省」と記入

## **【5 支給期間】**

**令和8年4月から最長で令和10年3月まで**

**※ 令和10年3月より前に在籍課程を修了する場合は在籍課程修了年月までとする。**

**ただし、同一大学の上位課程に進学した場合に限り、所定の手続きにより、最長で令和10年3月まで支給を継続する。**

Q-22. 「同一大学の上位課程に進学した場合に限り、所定の手続きにより、最長で令和10年3月まで支給を継続する。」とは、どのような意味ですか。

A-22. 本奨学金の支給期間は最長で2年間となっていますが、採用時の学年によっては、2年未満で支給期間が終了するケースが生じます。このような学生であっても、採用時の在籍課程修了後、同一大学の上位課程へ進学する場合に限り、選考結果通知記載の支給開始年月から通算して、最長2年間まで支給期間を延ばすことができるという意味です。

(例) 学士課程(4年制)の4年次に在籍する学生が、学士課程4年次に進級した月から奨学金を受給し始めた場合、支給期間は最長でも1年間となってしまいますが、学士課程卒業後、引き続き同一大学の修士(博士前期)課程へ進学した場合には、選考結果通知記載の支給開始年月から通算して、最長で2年間奨学金を受給することができます。

なお、短期大学から同じ系列の 4 年制大学（学士課程）へ編入する場合には、編入先大学において奨学金事務への協力を了承いただける場合に限り、所定の手続きを経た上で、選考結果通知記載の支給開始年月から通算して、最長 2 年間まで支給期間を延長することが可能です。

**【13 その他（注意事項等）】**

**(2) 本奨学金採用決定（本奨学金採用決定通知を在籍校が受領した時点）前に他の奨学金の受給が決定した場合、在籍校を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として、本奨学金を辞退することはできない。**

Q-23. 本奨学金と他団体の実施する奨学金（以下「甲奨学金」という。）に併願推薦した学生が、甲奨学金に採用されました。甲奨学金は、本奨学金との併給ができないものであるため、当該学生については、本奨学金への推薦を取り下げたいと思います。いつまでなら本奨学金への推薦を取り下げることができますか。

A-23. 本奨学金への推薦を取り下げることができるのは、本奨学金の選考結果通知を在籍校が受領する前に限られ、本奨学金への採用決定後の辞退は、理由の如何を問わず一切認められません。甲奨学金を受給するため本奨学金への推薦を取り下げられる場合には、本奨学金の選考結果通知を在籍校が受け取る前までに本協会へお知らせください。

Q-24. 本奨学金との併給が認められない他団体の実施する奨学金（以下「甲奨学金」という。）に申請中の学生の推薦を検討しています。当該学生は、甲奨学金の支給額が本奨学金の支給額よりも大きいことから、甲奨学金へ採用された場合には、本奨学金への応募を取り下げたいと考えています。甲奨学金の採否が判明するのは本奨学金と同時か、それより後になる見込みです。甲奨学金の採否が判明するまで、本奨学金への推薦の取り下げ（及び受給辞退）を認めてもらうことは可能ですか。

A-24. 本奨学金への採用決定後の推薦の取り下げ（及び受給辞退）は一切認められません。

**【13 その他（注意事項等）】**

**(5) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程 4 年、修士（博士前期）課程 2 年、博士（博士後期）課程 3 年とし、この期間のうち 5 に挙げる支給期間を支給対象とする。短期大学については、各短期大学において定められた標準修業年限（2 年又は 3 年）のうち、5 に挙げる支給期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限のうち 5 に挙げる支給期間を支給対象とする。**

Q-25. 大学の在籍課程・標準修業年限の考え方を教えてください。

A-25. 下表をご参照ください。

学士課程	課程修了時に「学士」の学位を授与される課程。 標準修業年限は 4 年とする(医学部等は 6 年とする)。
修士(博士前期)課程	課程修了時に「修士」の学位を授与される課程。 区分制博士課程のうち、前期 2 年間。 標準修業年限は 2 年とする。
博士(博士後期)課程	課程修了時に「博士」の学位を授与される課程。 区分制博士課程のうち、後期 3 年間。 標準修業年限は 3 年とする(医学研究科等は 4 年とする)。
5 年一貫制博士課程	課程修了時に「博士」の学位を授与される課程(2 年次修了時に「修士」の学位を授与される場合も含む)。 博士課程のうち、区分を設けないもの。 標準修業年限は 5 年とする。
専門職学位課程	課程修了時に「修士(専門職)」、「教職修士(専門職)」または「法務博士(専門職)」の学位を授与される課程。 標準修業年限は 2 年とする(法科大学院等は 3 年とする)。

**【その他の質問】**

Q-26. 同じ学生を、「JEES 日本語修学支援奨学金」と「JEES 日本語教育普及奨学金」へ同時に推薦することはできますか。

A-26. 認められません。

Q-27. 同じ学生を JEES 奨学金<sup>(\*)</sup>の複数の区分へ同時に推薦することはできますか。

(\*) 「JEES 奨学金」…「JEES 留学生奨学金(修学)」、「JEES 留学生奨学金(少数受入国)」、「JEES 日本語修学支援奨学金」、「JEES 日本語教育普及奨学金」の総称です。

A-27. 同時に複数の区分へ推薦することは認められません。したがって、「JEES 日本語修学支援奨学金」と「JEES 日本語教育普及奨学金」の併願はできません。

Q-28. 他団体の実施する奨学金へ応募している学生も推薦できますか。

A-28. 推薦できます。ただし、本奨学金は、採用決定後の辞退を一切認めておりませんので、推薦を取り下げることができるのは採用決定(在籍校が選考結果通知を受領する)前までです。本奨学金への採用決定後には辞退しないことをご誓約いただける場合、他団体の奨学金と併願することは可能です。

## 2. 願書(様式1)

### ファイル形式

Q-29. Microsoft Office がインストールされている PC を持っておらず、Microsoft Excel での願書作成ができません。Microsoft Office for Mac で作成してもよいですか。

A-29. Microsoft Excel 以外の形式での願書作成は認めておりません。必ず Microsoft Excel で作成してください。

### 【1】応募者の経済状況(令和8年度見込み)

#### <全般>

Q-30. 平均月額を計算すると、割り切れず、小数点以下の数字が出てきてしまいます。小数点以下の数字は四捨五入してよいですか。

A-30. 1,000 円未満の数字は四捨五入していただいて構いません。

Q-31. 同居者がいる場合、経済状況は家庭全体の収支を書くのでしょうか。

A-31. (外国人留学生の家族帯同留学等も含め) 同居者がいる場合も、収入・支出は応募者本人に係る金額をご記入ください。

\* 収入内訳「①仕送り、生計を一にする同居者の収入等」

→同居者が支弁している応募者本人の学費等金額(単身者の「仕送り額」に相当する部分)を記入してください。

\* 支出内訳「⑩住居費」

→ (外国人留学生の家族帯同留学等も含め) 同居者が全額支出している場合は 0 円。同居者がいる場合でも、応募者本人の収入から支出している場合は、応募者自身が支出している金額を記入してください。

\* 支出内訳「⑫その他 (光熱費・通信費・交通費等)」

→ 応募者本人の光熱費や通信費等、応募者自身の収入から支出している金額を記入してください。応募者本人の収入から同居者の生活費も支出している場合は、その金額も含めてください。

**<④併給奨学金 (給付型奨学金のみ) >**

Q-32. 申請中 (又は今後申請予定) で選考結果が出ておらず、受給が未確定の奨学金も記入する必要がありますか。

A-32. 記入不要です。受給が確定している奨学金のみ記入してください。なお、願書提出後に選考結果が判明した場合でも、その採否を本協会へご報告いただく必要はありません (結果判明後の願書の修正は不要です。)。ただし、**本奨学金と併給できない奨学金に採用され、本奨学金への推薦を取り下げる必要が生じた場合には、必ず在籍校ご担当者からご連絡をお願いいたします。**

**<⑥その他 (貸与型奨学金等) >**

Q-33. 申請中 (又は今後申請予定) で審査結果が出ておらず、受給が未確定の奨学金も記入する必要がありますか。

A-33. 記入不要です。受給が確定している奨学金のみ記入してください。なお、願書提出後に審査結果が判明した場合でも、その採否を本協会へご報告いただく必要はありません (結果判明後の願書の修正は不要です。))。

**<⑦学費>**

Q-34. 学費の減免を受けている場合の「⑦学費」欄はどのように記入すればよいでしょうか。

A-34. 「⑦学費」欄には減免前の金額をご記入ください。「⑧ (⑦のうち) 学費免除額」欄には、減免される金額をご記入ください。

Q-35. 学費の減免を申請中 (又は今後申請予定) で審査結果が出ておらず、減免の有無が未定の場合、「⑦学費」欄と「⑧ (⑦のうち) 学費免除額」欄はどのように記入すればよいでしょうか。

A-35. 「⑦学費」欄には、減免を受けない場合の金額をご記入ください。「⑧ (⑦のうち) 学費免除額」欄には、何も記入しないでください。なお、願書提出後、学費免除の審査結果が判明した場合でも、その採否を本協会へご報告いただく必要はありません (結果判明後の願書の修正は不要です。))。

Q-36. 学生の親が学費を負担しており、学生本人は学費を支払っていない場合、学費の欄はどのように記入すればよいですか。

A-36. 学生の親が支払う学費は、「収入内訳」欄の「①仕送り、生計を一にする同居者の収入等」に含め、それと同時に「支出内訳」欄の「⑦学費」にも計上してください。

(例) 学生の親が、学費相当分として、毎月 5 万円を支払っている場合

「収入内訳」欄の「①仕送り、生計を一にする同居者の収入等」⇒5 万円

「支出内訳」欄の「⑦学費」⇒5 万円

としてください。

※上記は「学費」を例としましたが、学費のみならず、学生本人の生活に必要な費用を、学生本人以外（例えば学生本人の家族等）が支払うことで、学生本人がその費用の支払いを免れている場合、支払いを免れている金額相当の「仕送り」を受けているものとみなします。

## **【2】他の奨学金（一時金を含む）受給・申請状況**

Q-37. 過去に受給していた奨学金も全て含めて記入する必要がありますか。

A-37. 令和 8 年度（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）に支給される（予定の）奨学金のみ記入してください。それ以外の年度の受給状況は記入不要です。

Q-38. 申請中（又は今後申請予定）で選考結果が出ておらず、受給が未確定の奨学金も記入する必要がありますか。

A-38. 受給が確定していない奨学金も必ず記入してください。なお、願書提出後、選考結果が判明した場合でも、その採否を本協会へご報告いただく必要はありません（結果判明後の願書の修正は不要です）。**ただし、本奨学金と併給できない奨学金に採用され、本奨学金への推薦を取り下げる必要が生じた場合には、必ず在籍校ご担当者からご連絡をお願いいたします。**

Q-39. 一時金の記入方法を教えてください。

A-39. ■「月額」欄の書き方

一時金総額を 12（＝令和 8 年度の全月数）で割って 1 か月当たりの金額を算出し、それを記入してください。

■「受給期間」欄の書き方

受給開始月と受給終了月は、いずれも同月（一時金を受け取る月）にしてください。

(例) 2026 年 8 月 18 日に受け取る予定の場合、受給期間は以下の通りとなります。

2026 年 8 月から 2026 年 8 月まで

Q-40. 令和7年度秋入学の学生で、入学時に一時金が支給されている場合、記入する必要がありますか。

A-40. 実際の支給日が令和8年度内でなければ、記入する必要はありません。

### **【3】学歴・職歴**

#### **＜②高等学校卒業後の学歴・職歴＞**

Q-41. 学歴・職歴欄は、古いものから新しいものの順に記入するのでしょうか。新しいものから古いものの順に遡って記入するのでしょうか。

A-41. 一番新しい学歴・職歴が一番下の行に来るように記入してください。「願書（様式1）」のシートの右隣りに「記入例」のシートが付いていますので、それに倣ってご記入ください。

Q-42. 現在在籍している学校の情報も記入する必要がありますか。

A-42. 記入してください。

### **【4】日本に留学を決めた理由は何か。また、日本で何を学習・研究したいか（しているか）。**

Q-43. まだ学習・研究計画が決まっていません。空欄のまま提出してもよいですか。

A-43. 現時点で学習・研究したいと考えているテーマ、興味のある学問分野等、何でも構いませんので、必ずご記入ください。

### 3. 推薦書 (様式 2)

#### 文書番号

Q-44. 「文書番号」とは何ですか。

A-44. 「文書番号」とは、組織内で文書を管理・識別するために文書に付与する番号や記号です。組織によってその呼称や形式は様々であり、文書番号を付す習慣のない組織も存在します。貴学において文書番号を特に定めていない場合には記入する必要はありません。ただし、文書番号がない場合には、文書番号欄が記載されていないファイル (Excel 形式) に加えて、公印押印後にカラスキャンしたファイル (PDF 形式) も提出する必要があります。

★文書番号がない場合の「推薦書 (様式 2)」の提出方法については、別紙「**令和 8 (2026) 年度 JEES 日本語修学支援奨学金 応募・推薦書類の提出方法について**」に記載されていますので、ご確認ください。

#### ● 推薦する学生

##### <推薦理由>

Q-45. 推薦理由は必ず記入する必要がありますか。

A-45. はい、必ず記入してください。

※令和 8 (2026) 年度の募集より、記入必須となりました。

#### ● 推薦する学生

##### <在籍期間に係る連絡事項>

Q-46. ここには何を記入したらよいのでしょうか。また、当欄は必ず記入しなければならないのでしょうか。

A-46. 本奨学金の支給期間は、採用者の在籍期間 (応募時の在籍課程への入学年月から卒業・修了年月までの月数) と、各課程の標準修業年限との関係から算出しております。したがって、以下【**記入が必要な学生の例**】に挙げる例①から例⑤のように、実際の在籍期間が、在籍課程本来の標準修業年限と一致しない学生をご推薦いただく場合、当該学生に、本奨学金の応募・受給資格があるかどうか、また、採用された場合、いつからいつまで受給可能なのか、願書の情報だけでは正しく判断することができません。以上の理由から、このような例に該当する学生をご推薦いただく場合には、当欄に説明を記入してください。なお、例⑥では、実際の在籍期間と在籍課程本来の標準修業年限との間に必ずしも齟齬が生じるとは限りませ

んが、本奨学金支給期間中の学生の居所を確認するため、当欄への記載をお願いしております。

【記入が必要な学生の例】

- (例①) 応募時の在籍課程へ入学後、休学歴や留年歴がある場合
- (例②) 応募時の在籍課程に他の学校から編入学した場合
- (例③) 学校の制度上、応募時の在籍課程の入学月と卒業（修了）月が同じになる場合  
※本奨学金は、月単位で標準修業年限を算出し、奨学金の支給期間を定めています。例③に該当する場合、年単位で定められた標準修業年限との間に齟齬が生じるため、事情の説明が必要となります。
- (例④) 長期履修生やダブルディグリープログラムによる学位取得予定者等、応募時の在籍課程の標準修業年限が特殊な場合
- (例⑤) 応募時の在籍課程において、入学年月から 12 か月経過後する前に学年進行する場合や、12 か月毎に学年進行しない場合
- (例⑥) 本奨学金支給期間中に交換留学等を予定しており、日本から不在となる期間が生じる場合  
※例⑥に該当する場合、標準修業年限内での卒業（修了）を予定している場合であっても、必ず記入してください。

【記入例】

**A【休学歴のある者】**

- (例) 修士（博士前期）課程に在学中の場合
- (記入例) 2024/4 に入学したが 1 年間（2025/4～2026/3）休学したため、修了が 1 年延期となった。よって、令和 8 年度は 2 年次となる。在籍期間は 36 か月となり、2027/3 修了予定。
- ★注意：休学中の学生を推薦することはできません。休学歴のある学生を推薦する場合の注意事項は Q-3/A-3 に記載されておりますので、推薦前に必ずお読みください。

**B【留年歴のある者】**

- (例) 4 年制の学士課程に在学中の場合
- (記入例) 2024/4 に入学したが 1 年次を留年し（留年期間：2025/4～2026/3）、2026/4 に 2 年次へ進級したため、在籍期間は 60 か月となり、2029/3 卒業予定。
- ★注意：留年中の学生を推薦することはできません。留年歴のある学生を推薦する場合の注意事項は Q-3/A-3 に記載されておりますので、推薦前に必ずお読みください。

**C【編入学歴のある者】**

(例) 4年制の学士課程に在学中の場合

(記入例) 2026/4に3年次に編入学したため、在籍期間は24か月となり、2028/3卒業予定。

**D【入学月・卒業（修了）月が同じになる者】**

(例) 4年制の学士課程に在学している学生の入学年月が2025/9、卒業年月が2029/9となる場合

(記入例) 本学の秋入学生の場合、入学月と卒業（修了）月はいずれも9月となる。

**E【長期履修生】**

(例) 4年制の学士課程に在学中の場合

(記入例) 2024/4に入学したが、長期履修生のため在籍期間は60か月となり、2029/3卒業予定。

**F【ダブルディグリープログラム等による学位取得予定者】**

(例) 修士（博士前期）課程に在学中の場合

(記入例) 2024/4に入学したが、ダブルディグリープログラムによる学位取得予定者のため、本学における在籍期間は36か月となり、2027/3修了予定。

**G【学年進行が特殊な者】**

: 入学年月から12か月経過する前に学年進行する場合や、12か月毎に学年進行しない場合

(記入例) 2024/10に4年制の学士課程へ入学したが、本学の秋入学生は、入学後4月が到来する度に学年進行するため、2026/4に3年次へ進級する。

**H【交換留学等の予定者】**

: 本奨学金の支給期間中、交換留学等により日本から不在となる期間が生じる場合

(記入例) 2026/9から2027/3まで、アメリカの協定校へ交換留学の予定があり、当期間は日本から不在となる予定。

※該当する場合、「留学の種類（交換留学・私費留学の別）」、「留学先の国」、「留学期間（及び日本から不在となる期間）」を必ず明記してください。